

令和元年度 奈良県中学校教育課程研究集会

〈美術部会〉

令和元年7月30日（火）県立教育研究所
県教育委員会事務局 学校教育課
義務教育係 指導主事 湊 丈司

新しい学習指導要領

何ができるようになるの？（資質・能力の三つの柱）

新しい時代を生きる子供たちに必要な力を三つの柱として整理しました。「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、すべての教科でこの三つの柱に基づく子供たちの学びを後押しします。

子供たちの学びは どう進化するの？

子供の未来を支える皆さまと共有したい
新しい学習指導要領



社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、
三つの力をバランスよく育みます。

新しい学習指導要領

どのように学ぶの？

主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。

自分の学びを振り返り、
次の学びや生活に生か
す力を育む授業に

周りの人たちと考え、
学び、新しい発見や豊
かな発想が生まれる授
業に

見通しをもって、粘り
強く取り組む力が身に
付く授業に

一つ一つの知識がつな
がり、「分かった！」
「おもしろい！」と思
える授業に



主体的・対話的で
深い学び（アクティブ・ラーニング）

の視点から「何を学ぶか」だけでなく
「どのように学ぶか」も重視して授業を改善します。



子供の未来を支える皆さまと共有したい
新しい学習指導要領

新しい学習指導要領

カリキュラム・マネジメント

カリキュラム・マネジメントを確立して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ります。



学校教育の効果を常に検証して改善する



教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる



地域と連携し、よりよい学校教育を目指す

「社会に開かれた教育課程」の実現

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標の達成に向けて

新しい学習指導要領

「第1章 総則」の構成 <中学校学習指導要領>

前文

第1章 総則

第1 中学校教育の基本と教育課程の役割

何ができるようになるか

第2 教育課程の編成

何を学ぶか

第3 教育課程の実施と学習評価

どのように学ぶか、何が身についたか

第4 生徒の発達の支援

子供の発達をどのように支援するか

第5 学校運営上の留意事項

実践するために何が必要か

第6 道徳教育に関する配慮事項

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

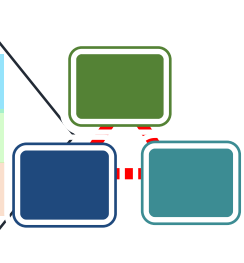
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

育成すべき資質・能力の三つの柱

学習する子供の視点に立ち目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理

学びに向かう力, 人間性等

どのように社会・世界と関わり,
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力, 判断力, 表現力等

【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力, 判断力, 表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

学習指導要領に関するスケジュール

	平成26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)
幼稚園		中教審における検討		周知・徹底	平成30年度～全面实施				
小学校		論点整理	審議まとめ	改訂 29・3・31	周知・徹底	移行期間	令和2年度～全面实施		
中学校	中教審諮問 26・11・20	27・8・26	28・8・26	答申 28・12・21	周知・徹底	移行期間	令和3年度～全面实施		
高等学校				改訂 30・3・30	周知・徹底	移行期間	令和4年度～年次進行で実施		
						教科書検定	採択・供給	使用開始	
							教科書検定	採択・供給	使用開始
							教科書検定	採択・供給	使用開始

特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

美術科改訂の趣旨と要点

(1) 改訂の趣旨

中央教育審議会答申

小学校図画工作科，中学校美術科及び高等学校芸術科（美術，工芸）における成果と課題

成 果

創造することの楽しさを感じるとともに，思考・判断し表現するなどの造形的な創造活動の基礎的な能力を育てること

生活の中の造形や美術の働き，美術文化に関心を持って，生涯にわたり主体的に関わっていく態度を育むこと等

課 題

感性や想像力等を豊かに働かせて，思考・判断し，表現したり鑑賞したりするなどの資質・能力を相互に関連させながら育成すること

生活を美しく豊かにする造形や美術の働き，美術文化についての実感的な理解を深め，生活や社会と豊かに関わる態度を育成すること等

美術科改訂の趣旨と要点

改訂の具体的な方向性

- ・ 感性や想像力等を働かせて、表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成できるように、内容の改善を図る。
- ・ 生活を美しく豊かにする造形や美術の働き、美術文化についての理解を深める学習の充実を図る。

(2) 改訂の要点

① 目標の改善

② 内容の改善

- ア 表現領域の改善
- イ 鑑賞領域の改善
- ウ [共通事項]の改善
- エ 各学年の内容の取扱いの新設

新学習指導要領における「目標」の構成

3つの柱による再整理

平成29年改訂中学校学習指導要領

第2章 第6節美術 第1目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

【知識及び技能】

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について理解するとともに、表現方法を創意工夫し、創造的に表すことができるようにする。

【思考力、判断力、表現力】

- (2) 造形的なよさや美しさ、表現の意図と工夫、美術の働きなどについて考え、主題を生み出し豊かに発想し構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。

【学びに向かう力、人間性等】

- (3) 美術の創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

新学習指導要領における「目標」の構成

目標の改善

■ 3つの柱

(1)

生きて働く
知識・技能
の習得

■ 教科の目標

造形的な視点
に関すること

創造的に表す技能
に関すること

(2)

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等
の育成

発想や構想に関すること

鑑賞に関すること

(3)

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性
の涵養

創造活動の喜び、美術を
愛好する心情、豊かな感性、
心豊かな生活を創造して育態度、
豊かな情操

教科の目標を3つの柱に基づき整理

新学習指導要領における「内容」の構成

内容の改善

ア 表現領域の改善

■ 表現で育成する資質・能力を二つの観点から整理

「(1)表現の活動を通して、次のとおり発想や構想に関する資質・能力を育成する。

「(2)表現の活動を通して、次のとおり技法に関する資質・能力を育成する。

■ 「主題を生み出すこと」を位置付け

イ 鑑賞領域の改善

■ 「美術作品など」と「美術の働きや美術文化」を分けて示す。

ウ 〔共通事項〕の改善

■ 「配慮事項」の提示（「2 内容の取扱いと指導上の配慮事項」）

エ 各学年の内容の取扱いの新設

新学習指導要領における「内容」の構成

内容の改善

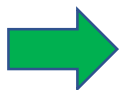
ア 表現領域の改善

平成20年学習指導要領 「A表現」

(1) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

(2) 目的や機能などを考えた発想や構想

(3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する技能



平成29年学習指導要領 「A表現」

(1) 発想や構想に関する資質・能力
ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想
イ 目的や機能などを考えた発想や構想

(2) 技能に関する資質・能力
ア 発想や構想したことなどを基に表す技能

「A表現」の項目を発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の2つの観点から整理

新学習指導要領における「内容」の構成

内容の改善

イ 鑑賞領域の改善

平成20年学習指導要領 「B鑑賞」

(1)美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう鑑賞

(第2・3学年の指導事項)

ア 造形的な良さや美しさなどに関する鑑賞

イ 生活を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞

ウ 美術文化に関する鑑賞



平成29年学習指導要領 「B鑑賞」

(1)鑑賞に関する資質・能力

ア 美術作品などに関する鑑賞

(ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞

(イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞

イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞

(ア) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞

(イ) 美術文化に関する鑑賞

「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて明示

新学習指導要領における「内容」の構成

内容の改善

「表現」と「鑑賞」の関連を図る

平成29年学習指導要領 「A表現」

(1) 発想や構想に関する資質

ア 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想

イ 目的や機能などを考えた発想や構想

(2) 技能に関する資質・能力

イ 発想や構想したことなどを基に表す技能

平成29年学習指導要領 「B鑑賞」

(1) 鑑賞に関する資質・能力

ア 美術作品などに関する鑑賞

ア) 感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現に関する鑑賞

(イ) 目的や機能などを考えた表現に関する鑑賞

イ 美術の働きや美術文化に関する鑑賞

ア) 生活や社会を美しく豊かにする美術の働きに関する鑑賞

(イ) 美術文化に関する鑑賞

アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」との関連を図り、これら2つの観点から分けて示し、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視

新学習指導要領における「目標」と「内容」

それぞれの関係性

■ 3つの柱

(1) 生きて働く
知識・技能
の習得

(2) 未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成

(3) 学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性
の涵養

■ 教科の目標

造形的な視点
に関すること

創造的に表す技能
に関すること

発想や構想に関すること

鑑賞に関すること

創造活動の喜び、美術を愛好する心情、豊かな感性、心豊かな生活を創造して育態度、豊かな情操

■ 内容

〔共通事項〕(1)

「A表現」(2)

「A表現」(1)

「B鑑賞」(1)

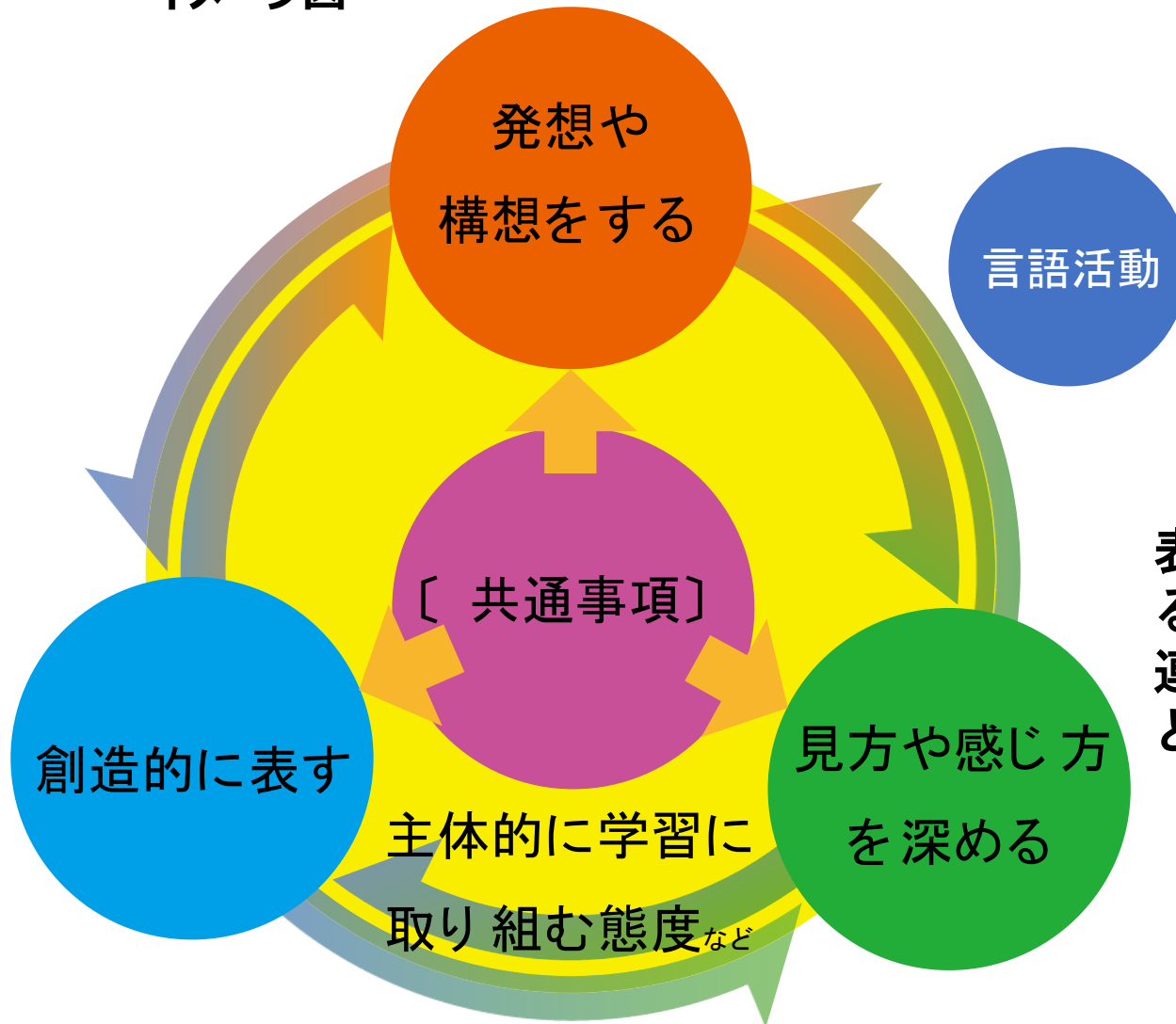
「A表現」、 「B鑑賞」及び〔共通事項〕を指導する中で一体的、総合的に育てていく

教科の目標を3つの柱に基づき整理

教科の目標に対応して内容を整理

新学習指導要領における美術科の学び

イメージ図



表現したり鑑賞したりする資質・能力を相互に関連させながら育成することを重視

児童生徒の学習評価に関する検討の経緯

■平成28年12月21日

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

(中等教育審議会答申)

答 申

■平成31年1月21日

「児童生徒の学習評価の在り方について」

(中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告)

報 告

■平成31年3月29日

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における
児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

(文部科学省初等中等教育局長通知)

改善等
通知

学習評価の改善の基本的な方向性と考え方

学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、
必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

※ 学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。「児童生徒にどういった力が身についたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方は重要であり、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められます。

(「学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編」文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター)

観点別学習状況の評価の観点の整理

資質・能力の三つの柱に基づいた目標や内容の再整理を踏まえて、観点別学習状況の評価の観点については、小・中・高等学校の各教科等を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に整理。

< 現行 >

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解



< 新 >

知識・技能

思考・判断・表現

主体的に学習に
取り組む態度

「知識・技能」の評価

- 個別の知識及び技能の習得状況について評価する。
- それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、概念等として理解したり、技能を習得したりしているかについて評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である

- ・「知識・理解」（各教科等において習得すべき知識や重要な概念等を理解しているかを評価）
- ・「技能」（各教科等において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかを評価）
においても重視。

< 評価の工夫（例） >

- ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する。
- 実際に知識や技能を用いる場面を設ける。
 - ・児童生徒に文章により説明をさせる。
 - ・（各教科等の内容の特質に応じて、）観察・実験をさせたり、式やグラフで表現させたりする。

「思考・判断・表現」の評価

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価する。

※上記の考え方は、現行の評価の観点である「思考・判断・表現」の観点においても重視。

< 評価の工夫（例） >

- 論述やレポートの作成，発表，グループでの話し合い，作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れる。
- ポートフォリオを活用する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価（1）

「学びに向かう力，人間性等」には，①主体的に学習に取り組む態度として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と，②観点別学習状況の評価や評定にはなじまない部分がある。

学びに向かう力，人間性等

観点別学習状況の評価にはなじまない部分
(感性，思いやり等)

「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分

個人内評価（児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価するもの）等を通じて見取る。

※ 特に「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性，進歩の状況などについては，積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要。

知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

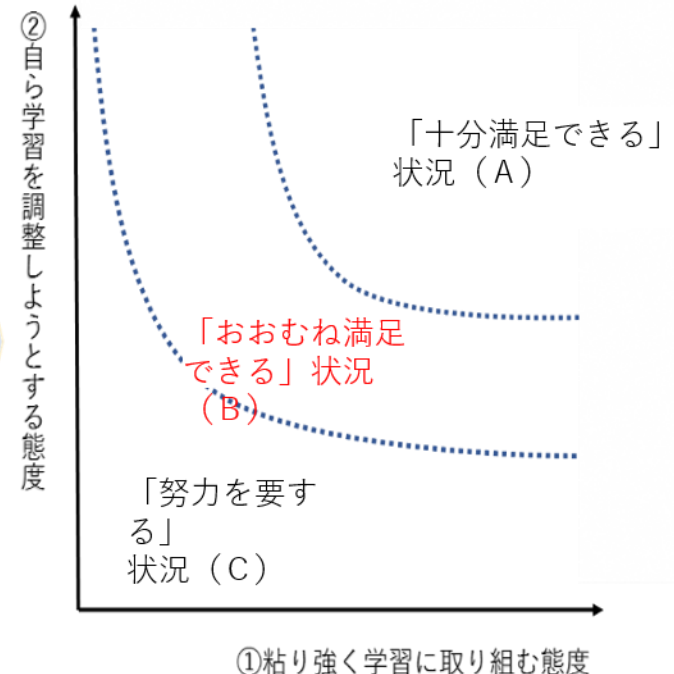
「主体的に学習に取り組む態度」の評価（2）

「主体的に学習に取り組む態度」については、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価する。

「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価については、
①知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面と、②①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面、という二つの側面を評価することが求められる。

○ これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられる。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではない。



「主体的に学習に取り組む態度」の評価（3）

<評価の工夫（例）>

- ノートやレポート等における記述
- 授業中の発言
- 教師による行動観察
- 児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる

※ 「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う。
（例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。）

評定について

- ・ 評定を引き続き指導要録上に位置付ける。
- ・ 学習評価の結果の活用の際には、観点別学習状況の評価と、評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要。

評定：各教科等の観点別学習状況の評価の結果を総括的に捉え、教育課程全体における各教科の学習状況を把握することが可能なもの。



評定が観点別学習状況の評価を総括したものであることを示すため、指導要録の参考様式を改善。

(例) 小学校国語

観点\学年		1	2	3	4	5	6
国	知識・技能						
	思考・判断・表現						
語	主体的に学習に取り組む態度						
	評定						

※従前の参考様式においては、観点別学習状況の評価を記入する欄と評定を記入する欄は離れた場所にあった。

【まとめ】各教科における評価の基本構造

- 各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標準拠評価）
- したがって、目標準拠評価は、集団内での相対的な位置付けを評価するいわゆる相対評価とは異なる。

